

# 山口県報

平成22年  
12月7日  
(火曜日)

## 目次

告示	建築基準法第四十八条第十四項の規定による公開の意見の聴取(建築指導課)	一
公告	特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	一
	大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)	一
	土地改良区役員届出(農村整備課)	二
雑報	県報の正誤(平成七年三月三十一日山口県公安委員会規則第三号ほか一件)	三



### 山口県告示第四百九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第十四項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行う。

平成二十二年十二月七日

意見の聴取の理由	山口県知事	二井 関 成
意見の聴取の期日	平成二十二年十二月二十日(月曜)	田布施町役場三階第二委員会室
意見の聴取の場所	午後二時	



### (三九九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十三年一月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十二月七日

山口県知事 二井 関 成

#### 一 申請のあった年月日

平成二十二年十一月十二日

#### 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 プライム  
代 表 者 の 氏 名 櫻部 清高

主たる事務所の所在地 周南市大字徳山四四九二番地

#### 三 定款に記載された目的

一人で住宅を借りることが困難な生活困難者に対して、入居施設に関する事業及び失業中の高齢者再就職支援に関する事業を行い、社会貢献に寄与すること。

### (四〇〇) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年十二月七日から平成二十三年四月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び萩市商工観光部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十二月七日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 (仮称) ザ・ビッグ萩店

所在地	萩市大字椿二二一五の一	
二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名		
名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市北条口四丁目四		藤本 昭
式会社		
三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名		
氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市北条口四丁目四		藤本 昭
式会社		
四 大規模小売店舗の新設をする日		
平成二十三年七月二十七日		
五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計		
六、九八七平方メートル		
六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項		
(一) 駐車場の収容台数		
四三八台		
(二) 駐輪場の収容台数		
一〇〇台		
(三) 荷さばき施設の面積		
一一五平方メートル		
(四) 廃棄物等の保管施設の容量		
三八立方メートル		
七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項		
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻		
氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ西日本株式会社	午前八時	午後一〇時
(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯		
午前七時三十分から午後十時三十分まで		
(三) 駐車場の自動車の出入口の数		
四箇所		
(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		
午前零時から午後十二時まで		
八 届出年月日		
平成二十二年十一月二十六日		

(四〇二) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十二年十二月七日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員				
土地改良区の名	理事の別	氏名	住 所	
下関市豊田町土地改良区	理 事	吉本 知則	下関市豊田町大字殿敷一〇二八	
藤野 宣義			豊田町大字内六二九	
岡本 幸慈			豊田町大字八道四二	
山田 教人			豊田町大字浮石一六三四	
片岡 和博			豊田町大字李路子八四四	
山本 久生			豊田町大字殿居四〇五	
森本 利昭			豊田町大字阿座上五六一	
河本 肇			豊田町大字西長野八八	
藤岡 敬介			豊田町大字今出九四	
村上 博美			豊田町大字浮石三八五の一	
藤田 進			豊田町大字荒木二三九	
伊藤 裕幸			豊田町大字高山九九の三	
二 退任した役員				
土地改良区の名	理事の別	氏名	住 所	
下関市豊田町土地改良区	理 事	吉本 知則	下関市豊田町大字殿敷一〇二八	
池田 義徳			一七六二	
田村 隆文			豊田町大字稲見一三五七	
徳重 達雄			豊田町大字八道一七〇三	
堀田 和隆			豊田町大字浮石六八〇	
福原 康毅			豊田町大字李路子二三六一	
河内 良治			豊田町大字一ノ俣九八四	

五	"	"	四	ページ
上	"	"	下	段
"	"	"	表中	箇所
"	"	堀田 和隆	田村 隆文	誤
"	"	堀田 和隆	田村 隆文	正
"	"	堀田 和隆	田村 隆文	誤
"	"	堀田 和隆	田村 隆文	正

平成十八年十月十七日山口県公告(五三九)(土地改良区役員の届出)

一四	ページ
上	段
様式中	箇所
行の挿入	誤
行の挿入	正

正 誤  
 平成七年三月三十一日山口県公安委員会規則第三号(聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則)



" " " " " "

村野 克己 豊田町大字中村七三七

河本 肇 豊田町大字西長野八八

監 事 藤岡 敬介 豊田町大字今出九四

小嶋 喜信 豊田町大字八道二六〇七

岡村 昌平 豊田町大字殿居一二七六

長岡 健治 豊田町大字萩原二五八

平成二十二年十二月七日  
印刷発行

発行人所

山口県知事  
山口市